

京都市上下水道局告示第4号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年 4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市上京区黒門通中立売下る榎町392番地5

玄塚田中設備

代表者 田中 北斗

2 廃止年月日

平成30年 4月11日

(上下水道局水道部水道管路課)